

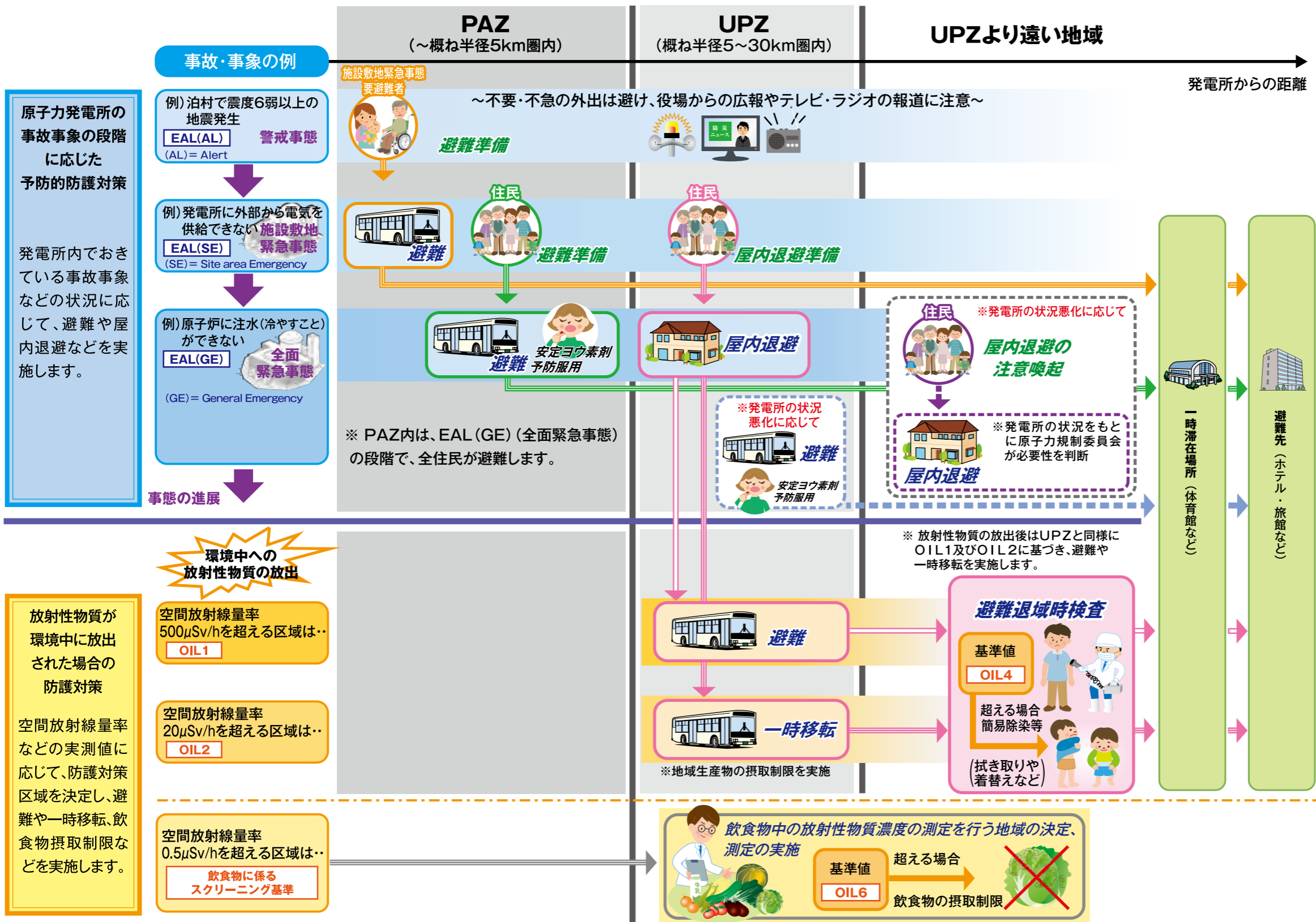
緊急時における防護対策の枠組み

住民の皆さんのとるべき行動など必要な情報は、国や北海道、お住まいの市町村から、テレビ、ラジオ、防災行政無線など様々な手段を使って速やかにお知らせします。



自然災害の発生(大地震・大津波)や原子力発電所の事故事象の段階(EAL:Emergency Action Level)に応じて、予防的防護対策を実施します。

また、放射性物質が環境中に放出された場合には、空間放射線量率など計測可能な指標(OIL:Operational Intervention Level)に基づき、必要な緊急防護対策を迅速に実施します。



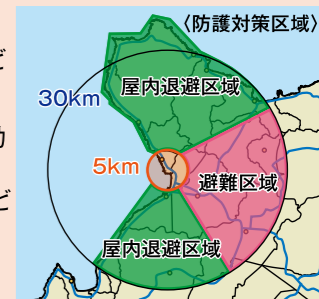
平成30年度原子力防災訓練のお知らせ

住民の皆さんの原子力防災意識の高揚や防災対策に対する理解促進を図るとともに、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るため、原子力防災訓練を実施します。

【日 時】平成30年10月22日(月) 9時~15時30分

【主な内容】

- オフサイトセンター運営訓練
- 住民避難訓練
 - ・住民の30km圏外への段階的な避難の実施
 - PAZ(泊村、共和町)
 - UPZ(共和町、ニセコ町、倶知安町、仁木町、赤井川村)
- 広報訓練
 - ・緊急速報メールなどによる広報
- 原子力災害医療活動訓練
 - ・避難退域時検査など



原子力防災関連トピックス

■ 屋内退避について

原子力災害対策指針では、原発事故の際、原発に近いPAZ内は放射性物質の放出前に原則として避難しますが、原発から概ね5~30km圏内であるUPZ内は、放射性物質の影響がどの方向に及ぶか予測できないことから、放射線による影響を回避したり低減させるため、放射性物質の放出に備えて屋内退避することが最も合理的な防護策とされています。

いつ放射性物質が放出されるかわからない中で、いつにわらずに屋外に出て避難を開始してしまうと、例えば、渋滞により身動きがとれなくなり、かえって被ばくするおそれがあります。また、無理に避難することで健康リスクが高まるおそれもあります。

内閣府のホームページには、屋内退避について分かりやすく説明した広報チラシ(※1)や原子力災害対策の基本的な考え方のビデオ(※2)が掲載されていますのでご覧ください。

(※1) 屋内退避に係る広報チラシ
http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/taihi/okunaitaihi.html



(※2) 原子力災害対策の基本的な考え方(ビデオ)
http://wwwc.cao.go.jp/lib_016/basicwayofthinking.html



■ 原子力防災カレンダーの配布

30km圏内13町村の住民の皆さんには、毎年12月頃に「北海道原子力防災カレンダー」を配布しています。このカレンダーには、緊急時に皆さんがとるべき行動や、バスで避難する場合の集合場所などを記載していますので、日頃からご確認くださいませますようお願いいたします。

用語解説

避難

空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施します。

一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率は低い地域ではあるが、一定期間(1週間程度)のうちに当該地域から離れるため実施します。

屋内退避

放射性物質の吸入抑制や放射線の遮へいのため、自宅や公共施設などの屋内に退避します。

避難退域時検査

避難等される方の放射性物質の付着状況を検査し、避難先等への移動に問題がないことを確認します。

施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかるなど、避難に際し特に配慮が必要な方々です。(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、疾病者、入院患者など)